

よくある質問

令和8年9月15日時点

ファミサポマイスター活動支援助成について		
	質 問	回 答
1	ファミサポマイスター活動支援助成とはどのような内容ですか？	令和8年10月の謝礼金改定によって生じる改定前の料金と改定後の料金の差額を区が助成します。また、1時間の活動につき区から500円を助成します。
2	ファミサポマイスター活動支援助成はいつから始まりますか？	令和8年10月1日から申請を受け付けます。 なお、令和8年10月1日以降に行った援助活動が助成対象です。
3	助成金の具体的な申請方法を教えてください。	ホームページに掲載の申請ガイドをご確認いただくか、幼保補助金事務センターにお問合せください。
4	1回の申請で複数月・複数家庭をまとめて申請できますか？	可能です。 ただし、活動した月から3カ月以内にご申請いただく必要があります。
5	申請した助成金はいつ支払われますか？	概ね、申請月の翌々月です。 (10月受付分の場合、12月中旬を予定しています) なお、申請内容に不備がある場合はその限りではありません。
6	キャンセル料は助成対象となりますか？	キャンセル料は助成対象外です。また、謝礼金以外の実費も対象となりません。
7	毎月センターに提出している報告書（センター控え）は、引き続き提出が必要ですか？	これまでどおりセンターへの提出が必要です。活動月の翌月3日までにセンターへ届くよう郵送してください。月内の活動がすべて終了しましたら、速やかに投函をお願いします。
8	未就学児を預かる場合、謝礼金は0円ですが、「援助活動報告書」の記入や利用会員の押印は必要ですか？	これまでどおり「援助活動報告書」への記入・押印が必要です。援助活動報告書は活動の証拠となる大切な記録です。報告書への記入がない場合は、助成金をお支払いすることができません。
9	助成金は所得税等の課税対象ですか？	援助活動によって受け取った金銭は雑所得の対象となり、確定申告や住民税の申告が必要となる場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。
10	助成額を電話や窓口で教えてもらえますか？	電話や窓口でのお答えはしていません。 助成額は審査後に郵送する通知書からご確認いただけます。 事前に受け取れる助成金額を確認したい場合は、ホームページに掲載している「助成金計算ツール」をご利用ください。なお、実際の交付額は審査結果によって異なる場合があります。
11	スマートフォンがないため、電子申請ができません。	紙での申請も受け付けています。申請書を郵送で提出できますので、コールセンターへご相談ください。 なお、申請書は、10月1日以降にホームページからもダウンロードできます。
12	ファミリーサポートセンターや地域社協事務所で申請の相談はできますか？	ファミリーサポートセンターおよび地域社協事務所では、申請書類の受付や申請相談は行っておりません。申請に関するお問合せは幼保補助金事務センターへご連絡ください。